会　議　録

1　附属機関の会議の名称　令和６年度第３回水戸市文化財保護審議会

2　開催日時　　令和７年１月23日（木）　　午前10時30分から12時20分まで

3　開催場所　　水戸市役所本庁舎３階　教育委員会室

4　出席した者の氏名

⑴　委員

大津 忠男，黒澤 彰哉，田中 裕，永井 博，安 昌美，由波 俊幸

（50音順）

⑵　執行機関

小川 邦明，関口 慶久，矢ノ倉 鉄也，鈴木 雅人，富永 慧，藤尾 隆志，杉岡 有里乃，柿澤 晟也，小澤 翔平

⑶　その他

なし

5　議題

⑴　審議事項

ア　市指定文化財指定候補物件の答申（案）について（非公開）

イ　市地域文化財認定候補物件の答申（案）について（非公開）

ウ　水戸市文化財保存活用地域計画（素案）について（公開）

⑵　その他（公開）

6　非公開の理由

⑴審議事項のア，イについては，文化財等の価値についての協議で，結果についての公表がなされる以前に公開されることで，情報の混乱及び特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがあり，水戸市情報公開条例第７条第５号に掲げる不開示情報に該当するため非公開とします。

7　傍聴人の数（公開した場合に限る）

０人

8　会議資料の名称

・　令和６年度第３回水戸市文化財保護審議会（１月23日開催）資料

・　令和６年度第３回水戸市文化財保護審議会（１月23日開催）資料　別紙1-1～別紙５

９　発言の内容

⑴　審議事項

ア　市指定文化財指定候補物件の答申（案）について（非公開）

イ　市地域文化財認定候補物件の答申（案）について（非公開）

ウ　水戸市文化財保存活用地域計画（素案）について（公開）

事　務　局　：　（説明）（別紙 1-1）

全　　　員　：　質疑なし。

事　務　局　：　（説明）（別紙 1-2～1-5，別紙 3）

委員　：　第３章の４の 24 行目「参勤交代を免除」という表現は事実ではないため，この書き方はやめた方がよい。免除という概念はない。結果的に，藩主が水戸に常駐していたということである。水戸市史の認識が間違っており，ほかの論文を確認されたい。

委員　：　第２章では指定等文化財と未指定文化財を分けているが，地域文化財はどちらに入るのか。

事　務　局　：　文化庁からは未指定に入れるように言われているが，ほかの市町村を見ると，将来的に登録文化財と同等にするようなものは指定等に入れている。水戸市としては指定等に入れたいと考えており，今後文化庁に相談したい。現状では，未指定に入れるよう指摘されている。

委員　：　地域文化財の活用計画について重要な点である。これから把握していくものにも予算が使えるような計画にするという姿勢ならば，地域文化財も含めて候補になるものを未指定に入れておくのも理解できる。他の市町村を見ると埋蔵文化財も未指定に入っているケースもあり，そこで把握したものを総合的に見守っていくための仕組みを作る等，兼ね合いを考えて練っていただきたい。

事　務　局　：　埋蔵文化財は指定等に含めるよう文化庁から言われている。

事　務　局　：　（説明）（別紙 1-6）

ここからは今回初めて出した内容で量もあるため，現時点でお気づきの点があれば意見をいただきたい。後ほど意見書をお送りするので，内容をよく確認いただいた後に意見を返信いただきたい。

全　　　員　：　意見なし。

事　務　局　：　（説明）（別紙 1-7）

委員　：　これまでの資料から本日の新たな章までを見て，総合的に見えてくると違和感が出てくる。「水戸市の歴史文化の特性がこうだから，このように保存や活用をしていきたい」という将来像への関係性をど

う説明できるのか，少し違和感が残る。先ほど地域文化財の話が出たが，無形文化財はかなり弾力的になってきている。千葉県では「登録文化財」を作った。その中の無形民俗文化財に，海藻で作られた「カイソウの食習俗」がある。海藻を固めたゼリーのようなものだが，地域の特徴として登録を認められた。例えば納豆を無形文化財にしようとした時に，歴史文化の特性のどこにあてはまるのか。全てを包括できていないのではないか。「こうしていきたい」ということが出てきた時に続けていけるのか，その時にこの将来像が関係してくる。部分的に見るとこれでいいように思えるが，具体的に何を把握して将来どうしていきたいかを関係づけて考えると，うまくあてはまらないものが出てこないか危惧するところである。スローガンなので，案１，案２ともいいのかもしれないが，具体的なものとの関係性を考えた時にどうかと感じた。

事　務　局　：　次の第６章に記載した将来像に紐づく施策の背景からこの将来像を吸い上げており，そこで説明できると思う。

事　務　局　：　（説明）（別紙 1-8，別紙 2）

委員　：　よく考えられていると思う。繋がりが一貫して見えるような流れがあると，先程の違和感は解消されると思う。第３章の歴史文化の特性で挙げられたリード文には「本市ならでは」とあり，第６章には「水戸らしさ」「水戸ならでは」とある。これを一貫させて繋げた方がよい。その上で，「水戸らしさを伝える文化財」の例が第３章の特性と矛盾の無いようにするとよい。特性がこれで確定なのかは気になるが，ここで挙げたものが全て水戸らしさであると納得できるものになれば，計画にメッセージ性が出てくると思う。

事　務　局　：　第３章では水戸の特性を５つ挙げているが，特に目立つものを抜き出しており，最大公約数ではない。第５章から第７章で，特性及びそこから外れるものも含めた全ての文化財の施策・方針を示している。第８章では関連文化財を示しているが，ここが特性とかなりリンクしており，計画総体としては分かりやすいのではと考えている。指摘のとおり，特性と後段部分は出来るだけ分かりやすくなるよう配慮したい。

委員　：　先日テレビで水戸藩と江戸の関係が「文化のバキューム」と言われていた。水戸藩の領内で生産されたものを江戸に吸い上げられるという認識をそのように表現していた。自分も，水戸は宇都宮や前橋に比べて文化的なものが残っていないと思っていた。しかし古代の中では，水戸は突出して優れた土地であった。那賀郡は 22 郷もあり，全国的にも例がない。そのあたりがあまり注目されていないが，台渡里

官衙遺跡群にもこの特色は表れている。第３章「水戸市の歴史文化の特性」について，近世もいいが，もう少し古代に視点を移してもいいのではないかと感じた。

事　務　局　：　特性３「茨城の真ん中で発展したまち」で那賀郡のことは反映していきたいと考えている。

委 員　：　律令で定められた大郡は 20 郷までだが，それを超えていた。古代もすごいし，水戸の基礎が作られたのは中世である。近世に特化しているのはどうかと感じた。

委 員　：　特性２に「繁栄の源は農業にあり」とあるが，水戸藩における税制，農民からどのくらい召し上げていたのかがどこにも触れられていない。源の意味が単なる生産性なのか，税制なのか。水戸藩は貧しかったと言われているが，少し触れてもいいのではないか。

事　務　局　：　特性の項目は文化財に紐付けるものなので，特性２については農耕から農本主義まで示している。また，計画として近世に主軸を置いているわけではない。特性４に限っては，水戸徳川家が水戸ブランドとして観光分野等での事業も多いため，近世に主軸を置いている。特性４以外は，原始から近現代までまんべんなくそれぞれの文化財を位置づけたいと考えている。

委 員　：　全体を通して見ていただき，後日意見を送っていただきたい。

事　務　局　：　（説明）（別紙 1-9，別紙 2）

全　　　員　：　質疑なし。

事　務　局　：　（説明）（別紙 4，別紙 5）

委 員　：　第８，９章はメール審議になるようだが，推進体制は大事かと思う。特に保存樹や公園等は都市計画にも関連する。大変ではあるが，位置づけたものについては，庁内での合意形成が大事である。

委 員　：　水戸藩に関わる歴史や文化については全国によく知られているところである。歴史館でも，水戸黄門や徳川斉昭，大日本史，尊皇攘夷等について聞かれることが多い。他県でお話しすると，先入観の強さを感じることもある。しかし実際には，水戸の学問はもっと懐の広いところに特色がある。医学や薬学，自然科学等もあり，そのような懐の広さの面にも触れられると，水戸の良さがさらに全国に伝わるのではないか。

⑶　その他（公開）

意 見 な し